

平成28年第1回市議会定例会（3月）

建設常任委員会 審査報告

平成28年 3月17日
委員長 渡 部 聖 一

建設常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除き、条例関係5件、補正予算9件、新年度予算6件及びその他4件の計24件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第24号「法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例案」についてであります。これは、法定外公共物を無許可で使用又は収益を得た者に対し、原状回復を命ずる規定を設けるとともに、条文の整理等をしようとするものであります。

次に、議案第25号「河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案」についてであります。これは、関係する条例等と使用料の額の整合性を図ろうとするものであります。

次に、議案第26号「簡易水道等設置条例の一部を改正する条例案」についてであります。これは、東由利地域の板戸地区簡易給水施設整備事業の完了に伴い、板戸飲料水供給施設を新たに追加しようとするものであります。

次に、議案第27号「集落排水施設条例の一部を改正する条例案」についてであります。これは、東由利地域の田代黒淵地区農業集落排水事業の一部供用開始に伴い、排水処理区域を新たに追加しようとするものであります。

次に、議案第31号「ガス供給条例の一部を改正する条例案」についてであります。これは、地球温暖化対策のための税の導入により、石油石炭税が増税されたことに伴い、ガス料金を改定しようとするものであります。このたびの改正が、平成24年からガス料金を段階的に改定してきたものの最終となるものであります。

以上、ご報告申し上げました5件の条例の一部改正案につきましては、いずれも本年4月1日から施行しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第42号「公の施設の指定管理者の指定について」であ

りますが、これは、由利地域の市営住宅滝沢館団地に設置される「東町会館」について、選定委員会での審査結果に基づき、「東町集落」を指定管理者として、平成２８年４月１日から１０年間指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成２８年度一般会計から各特別会計への繰入れについてであります。

議案第４３号「下水道事業特別会計への繰入れについて」、議案第４４号「集落排水事業特別会計への繰入れについて」及び議案第４５号「簡易水道事業特別会計への繰入れについて」の３件についてであります。これらは、下水道事業特別会計へ１３億円以内を、集落排水事業特別会計へ１３億円以内を、簡易水道事業特別会計へ６億円以内をそれぞれ繰り入れようとするものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算であります。

このたびの補正予算につきましては、人件費の補正並びに各事業の確定及び決算を見据えた精査、また、国の補正予算関連事業等によるものでありますが、人件費以外の主なものについてご報告申し上げます。

初めに、議案第４８号「一般会計補正予算（第１４号）」についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では１３款から１５款及び２１款、歳出では４款、６款及び８款、繰越明許費では８款及び１１款であります。

歳入では、１３款使用料及び手数料において、小規模水道等使用料の収入見込みによる減額であります。

１４款国庫支出金では、滝沢館団地建替事業の一部取りやめ及び交付金額の確定による、社会資本整備総合交付金の減額であります。

１５款県支出金では、事業費確定による住宅建築物安全ストック形成事業費補助金及び建築基準関係事務委託金の減額が主なものであります。

２１款市債では、各事業債の起債額確定による減額であります。

次に、歳出であります。

４款衛生費、３項水道費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の追加及び精査による小規模水道等事業費の減額が主なものであります。

６款農林水産業費、１項農業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

８款土木費では、精査による各事業費及び公共下水道事業特別会計への繰出金の減額であります。

また、繰越明許費では、８款土木費において、社会資本整備総合交付金事業をはじめ、５件の事業、１１款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費事業では、現年災害及び単独災害の災害復旧事業について、それぞれ設定しようとするものであります。

次に、議案第５７号「下水道事業特別会計補正予算（第５号）」であります。

歳入では、収入見込みによる下水道使用料及び一般会計繰入金の減額並びに起債の繰り上げ償還に係る財政調整基金繰入金の追加が主なものであります。

歳出では、精査による各事業費の減額のほか、起債の繰り上げ償還に係る公債費の追加が主なものであります。

歳入歳出それぞれ６８０８万８千円を追加し、総額を２９億３４万９千円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、公営企業会計適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第５８号「集落排水事業特別会計補正予算（第４号）」であります。

歳入では、事業費確定に伴う国庫補助金及び市債並びに収入見込みによる農業集落排水分担金及び使用料の減額のほか、起債の繰り上げ償還に係る一般会計繰入金の追加が主なものであります。

歳出では、事業費確定による各地区事業費の減額及び起債の繰り上げ償還に係る公債費の追加が主なものであります。

歳入歳出それぞれ１億４０１３万３千円を追加し、総額を２３億５２９２万９千円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、農業集落排水事業及び公営企業会計適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第５９号「簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」であります。

歳入では、収入見込みによる水道使用料及び事業費確定による市債の減額並びに一般会計繰入金の追加が主なものであります。

歳出では、事業費確定による施設整備費の減額が主なものであります。

歳入歳出それぞれ１４５８万２千円を減額し、総額を１５億７２３７万５千円にしようとするものであります。

繰越明許費では、県事業である国道３４１号道路改良事業が翌年度に繰り越されることに伴い、岩城地域の亀田簡易水道配水管布設替事業について設定しようとするものであります。

また、地方債補正では、簡易水道事業及び公営企業適用債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

次に、議案第６３号「水道事業会計補正予算（第２号）」であります。

初めに、年間総給水量であります。給水実績により、１０万立方メートルを減量し、７６２万８千立方メートルにしようとするものであります。

次に、収益的収入では、昨年の渇水対策に伴う給水量減による水道料金の減額であり、水道事業収益の予定額を１８９６万４千円減額し、総

額を１８億６５６５万５千円にしようとするものであります。

同じく支出では、建設改良費の減額に伴う消費税及び地方消費税の追加であり、水道事業費用の予定額を６８５万６千円追加し、総額を１６億７３６９万８千円にしようとするものであります。

次に、資本的収入では、関連工事である本荘地域の田尻野地区等における下水道工事の取りやめに伴う企業債及び工事負担金の減額であり、予定額を１億２９１３万円減額し、総額を４億４３９９万２千円にしようとするものであります。

同じく支出では、建設改良費の減額であり、予定額を８６６１万７千円減額し、総額を１２億８４８１万２千円にしようとするものであります。

継続費の補正では、平成２７年度から３カ年で設定している本荘地域の蟻山浄水場改良事業について、平成２７年度の事業費が確定したことにより、当該年度の年割額を２万２千円減額し、継続費の総額を９億５３０９万２千円にしようとするものであります。

また、企業債の補正では、水道施設整備事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

次に、議案第６４号「ガス事業会計補正予算（第３号）」であります。

初めに、年間販売量であります。暖冬などの影響により、３９万８千立方メートルを減量し、７８０万８千立方メートルにしようとするものであります。

次に、収益的収入では、ガス売上を減額するものであり、ガス事業収益の予定額を６５００万円減額し、総額を１２億５２７２万３千円にしようとするものであります。

同じく費用では、生産量の減少に伴う原料費の減額であり、ガス事業費用の予定額を５１０９万４千円減額し、総額を１１億４７２７万８千円にしようとするものであります。

また、たな卸資産の購入限度額については、減額変更しようとするものであります。

次に、議案第８１号「一般会計補正予算（第１５号）」についてありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出６款、８款及び１１款並びに繰越明許費１１款の変更であります。

６款農林水産業費では、１項農業費において、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

８款土木費では、５項都市計画費において、公共下水道事業特別会計への繰出金の追加であります。

１１款災害復旧費では、２項公共土木施設災害復旧費において、由利地域の市道吉沢東由利原線道路災害復旧工事に係る残土処分地の変更に伴い、工事請負費を追加しようとするものでありますが、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を増額変更しようとするもので

あります。

次に、議案第 8 2 号「下水道事業特別会計補正予算（第 6 号）」であります。

歳入では、国庫補助金、一般会計繰入金及び公共下水道事業債を追加、歳出では、尾花沢第一排水区雨水函渠布設整備事業に係る本荘地区事業費を追加しようとするものでありますが、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として設定しようとするものであります。

歳入歳出それぞれ 2 億 4 3 8 0 万円を追加し、総額を 3 1 億 4 4 1 4 万 9 千円にしようとするものであります。

また、地方債補正では、公共下水道事業の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

次に、議案第 8 3 号「集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）」であります。

歳入では、一般会計繰入金を追加、歳出では、大内長坂処理場の汚泥脱臭装置修繕に係る農業集落排水処理施設維持管理費を追加しようとするものでありますが、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費として設定しようとするものであります。

歳入歳出それぞれ 3 8 0 万円を追加し、総額を 2 3 億 5 6 7 2 万 9 千円にしようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました、9 件の各会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、新年度の各会計予算であります。

初めに、議案第 6 5 号「一般会計予算」であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1 3 款から 1 5 款、2 0 款及び 2 1 款、歳出では、4 款、6 款、8 款及び 1 1 款であります。主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、歳入であります。

1 3 款使用料及び手数料では、道路占用料及び住宅使用料などあります。

1 4 款国庫支出金では、公共土木施設災害復旧、浄化槽整備、道路新設改良、ＪＲ羽後本荘駅周辺整備、公園維持管理などの各事業に関する補助金であります。

1 5 款県支出金では、浄化槽整備事業費補助金、環境整備活動推進事業費補助金、県道除雪委託金などあります。

2 0 款諸収入では、土木雑入において、矢島地域の国道 1 0 8 号曲り濶交差点の改良工事に伴う看板移設補償費などあります。

2 1 款市債では、各事業に関わる市債であります。

次に、歳出であります。

4 款衛生費、2 項清掃費では、浄化槽設置事業費、3 項水道費では、

水道事業会計への補助金、簡易水道事業特別会計への繰出金のほか、矢島地域の沢内地区上水道統合工事費、東由利地域の須郷・中ノ沢地区小規模水道施設実施設計委託料などであります。

6款農林水産業費、1項農業費では、集落排水事業特別会計への繰入金であります。

8款土木費では、道路及び橋梁維持管理や新設・改良、河川の維持管理、除排雪、下水道、都市公園及び公営住宅などに関する経費であります。

経常的経費以外の主な事業は、街灯ＬＥＤ化、市道猿倉花立線測量設計、ＪＲ羽後本荘駅東西自由通路実施設計、総合都市交通体系調査、総合防災公園整備に係る砂子下田尻線用地測量等業務委託、本荘地域の市営住宅砂子下団地等屋上防水改修工事、住宅リフォーム資金助成事業などであります。

11款災害復旧費では、矢島地域の市道新荘軽井沢線の災害復旧費のほか、鳥海地域の市道上川内雄勝線を始めとした単独災害に係る復旧経費などであります。

次に、議案第72号「下水道事業特別会計予算」であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収及び下水道台帳作成に関する経費、各処理施設の維持管理費、水林、道川及び前郷の各浄化センター長寿命化工事費、矢島及び岩谷の各浄化センター長寿命化計画策定業務費などあります。

財源は、下水道使用料、社会資本整備総合交付金、一般会計繰入金、市債などであり、歳入歳出予算総額を32億1480万3千円とするものであります。

継続費につきましては、法適化移行事業について、平成28年度から平成30年度までの3年間で、総額5120万円を設定するものであります。

また、公共下水道事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第73号「集落排水事業特別会計予算」であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収事務経費、各処理施設の維持管理費、由利地域の南福田地区機能強化工事、東由利地域の老方館合地区機能強化計画策定などあります。

財源は、農業集落排水施設使用料、農山漁村地域整備交付金、污水处理施設整備交付金、一般会計繰入金、市債などであり、歳入歳出予算総額を22億3079万5千円とするものであります。

継続費につきましては、法適化移行事業について、平成28年度から平成30年度までの3年間で、総額5760万円を設定するものであります。

また、農業集落排水事業等における地方債の起債に関する事項及び一

時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第 74 号「簡易水道事業特別会計予算」であります。

歳出の主なものは、公債費のほか、料金徴収事務及びメーター検針等に関する経費、水道施設の維持管理費、東由利簡易水道及び大内第三簡易水道の施設整備事業費、矢島地区簡易水道統合整備事業費、国道 341 号道路改良工事に伴う岩城簡易水道整備事業費などであります。

財源は、水道使用料、水道施設整備費補助金、一般会計繰入金、財政調整基金繰入金、市債などありますが、法適化移行への最終年度に当たることから、財政調整基金につきましては、全額を繰り入れるものであります。

これらにより、歳入歳出予算総額を 19 億 2189 万 5 千円とするものであります。

また、簡易水道事業等における地方債の起債に関する事項及び一時借入金の借入最高額を設定するものであります。

次に、議案第 79 号「水道事業会計予算」であります。

業務予定量は、給水戸数 2 万 3 千戸、年間総給水量 764 万 200 立方メートルであります。

次に、収益的収入では、水道料金、料金徴収事務受託料、一般会計補助金、工事負担金などが主なものであり、水道事業収益の予定額を 18 億 5111 万 2 千円とするものであります。

同じく支出では、料金収納に要する経費、施設の維持管理費、減価償却費及び企業債利息などが主なものであり、水道事業費用の予定額を 16 億 4121 万 6 千円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、下水道事業などに伴う水道管移設工事負担金、一般会計出資金などであり、予定額を 6 億 5591 万 3 千円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、蟻山浄水場改良や下水道事業関連の配水管布設替工事などの拡張改良費、メーターの購入などの業務設備費などが主なものであり、予定額を 14 億 1504 万 1 千円とするものであります。

また、水道施設整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及びたな卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

最後に、議案第 80 号「ガス事業会計予算」であります。

業務予定量は、供給戸数 8100 戸、年間総販売量 787 万 7 千立方メートルであります。

収益的収入では、ガス料金、受注工事収益、器具販売収益、一般会計補助金、長期前受金の戻入れなどが主なものであり、ガス事業収益の予定額を 12 億 6233 万 2 千円とするものであります。

同じく支出では、維持管理費、ガス原料費、器具販売費、企業債利息

などが主なものであり、ガス事業費用の予定額を
11億3085万9千円とするものであります。

一方、資本的収入では、企業債、公共下水道事業などに伴うガスパ移設工事負担金が主なものであり、予定額を1億9745万2千円とするものであります。

同じく支出では、企業債償還金のほか、ガス経年管更新事業費、下水道及び道路改良事業に伴うガスパ移設などの工事費が主なものであり、予定額を5億1964万7千円とするものであります。

また、供給設備整備事業における企業債の起債に関する事項、一時借入金の限度額及びたな卸資産購入限度額をそれぞれ設定するものであります。

以上、ご報告申し上げました6件の各会計の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。